日本医学会分科会 理事長 会長 殿

日本医学会長 髙 久 史 麿

公印省略

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます.

さて、厚生労働省医薬食品局長より「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について(平成 26 年 11 月 12 日付薬食発 1112 第 13 号)の周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしくお願いします。内容は下記の URL をご覧下さいますようお願いいたします。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065580.html

なお,詳細は,厚生労働省医薬食品局血液対策課血液安全係(担当:野田氏 電話:03-3595-2395) にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます.

日本医学会 電話: 03-3946-2121 (内 4260)

(担当 髙 橋)

薬食発 1112 第 13 号 平成 26 年 11 月 12 日

日本医学会会長 殿

厚生労働省医薬食品局長 (公印省略)

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について

血液行政の推進につきましては、平素より多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、標記について、別紙のとおり各都道府県知事あて通知したところです。 つきましては、貴職におかれましても、輸血療法の適正化及び血液製剤の使 用適正化について特段のご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いい たします。

薬食発 1112 第 12 号 平成 26 年 11 月 12 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長 (公印省略)

「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について

輸血療法の適正化及び血液製剤の使用適正化については、「「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部改正について」(平成24年3月6日付け薬食発第0306第4号厚生労働省医薬食品局長通知)の別添1「輸血療法の実施に関する指針」及び別添2「血液製剤の使用指針」により示してきたところです。

今般、「輸血療法の実施に関する指針」及び「血液製剤の使用指針」の一部を改正し、別添1及び別添2のとおりとしたので、貴管内医療機関、日本赤十字社血液センター及び市町村に指針改正について周知いただき、輸血療法の適正化及び血液製剤の使用適正化が推進されるようご協力願います。

記

1. 改正の趣旨

「薬事法等の一部を改正する法律」(平成 25 年法律第 84 号。以下「改正法」という。)が施行され、「薬事法」(昭和 35 年法律第 145 号)の名称が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改められること等に伴い、必要な記載の整備を行うものである。

2. 適用日

本通知は、改正法の施行日から適用する。